

令和8年度いわて産地情報発信・PR業務

企画提案審査要領

令和8年4月

岩手県

岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度いわて産地情報発信・PR業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。委託候補者を選定するための企画提案審査の概要については、次のとおりとする。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別に掲げる審査内容に基づき、審査を行い、その結果を県に報告するものとする。

## 2 審査項目

配点は100点満点とし、審査項目は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点	
(1) 実施方針	本事業の背景及び目的並びに業務内容を理解しているか。	10	20
	費用対効果の高い提案となっているか。	10	
(2) ニュースレター制作	制作スタッフ（ライター・カメラマン等）の実績は十分か。	10	50
	首都圏の消費者に対し、テーマ食材の魅力が伝わる内容となっているか。	10	
	見やすく訴求力のあるレイアウト・編集・デザインとなっているか。	10	
	関連ウェブサイトの紹介は、県産食材の購入につながる内容となっているか。	10	
	その他、着目・評価できる点があるか	10	
(3) 業務実績・実施体制	本業務と類似の業務の受注実績があるか、もしくは特筆すべき業務成果はあるか。	10	20
	業務を実施する上で十分な体制であるか。	10	
(4) 見積	業務経費は適正であるか。	10	10
合 計		100	

## 3 審査方法及び県への報告方法

- (1) 審査は、企画提案書及び参加者による委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が6者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書による審査（以下「第1審査」という。）を実施し、上位と評価された6者により、委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとする。
- (3) 参加者が6者以下であった場合には、第1次審査は実施しないものとする。なお、参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

(4) 委員会の委員は、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行い、審査基準等に評点を記入するものとする。

(5) (4)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、県に報告するものとする。

なお、総得点と同点の場合には、総評点の高い者を上位者とするものとする。

**【採点基準】**

区 分	10 点
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
やや問題がある（一部修正が必要）	4
問題がある（大幅な修正が必要）	2
採用できない	0